

平成27年度 第1回碧南市総合教育会議 次第

日時 平成27年6月23日(火)

午後3時30分～

場所 市役所 4階 庁議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 議題

(1) 総合教育会議の設置運営について (資料1)

(2) 教育に関する大綱について (資料2)

(3) 意見交換

4 その他

(1) 次回開催 日時 平成27年8月20日(木) 午後3時30分

場所 市役所 4階 庁議室

5 閉会

議題（1）総合教育会議の設置運営について

1 総合教育会議の設置運営に関する法律上の位置づけと文部科学省の考え方

(1) 総合教育会議の設置

地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、地方公共団体の長と教育委員会が協議を行う場として、全ての地方公共団体に総合教育会議を設けることとされた。

(2) 総合教育会議の位置づけと構成員

ア 地方公共団体の長は、総合教育会議を設ける。

イ 会議の構成員は、地方公共団体の長と教育委員会

ウ 会議は、地方公共団体の長が招集する。

エ 会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場

(3) 協議・調整事項

ア 協議・調整とは

「調整」 教育委員会の権限の事務について、予算の編成・執行、条例提案、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限の事務との調和を図ること。

「協議」 調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われること。

イ 協議・調整すべき事項

(ア) 大綱の策定

(イ) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(ウ) 児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

## ウ 協議すべきでない事項

- (ア) 教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項
- (イ) 日常の学校運営に関する些細な事項

## (4) 協議・調整事項の尊重義務

会議において調整された事項については、互いにその結果を尊重しなければならない。

## (5) 会議の公開と議事録の作成及び公表

ア 会議は、個人の秘密保持や会議の公正が害されると認められるときを除き、公開する。

イ 地方公共団体の長は、会議の議事録を作成し、公表することに努める。

**2 碧南市総合教育会議設置規程案**

別紙資料

**3 平成27年度 碧南市総合教育会議開催日程案**

回	開催日時	主な議題
第1回	6月23日(火)	会議の設置運営 大綱策定方法
第2回	8月20日(木)	大綱素案
第3回	11月17日(火)	大綱策定 平成28年度の教育に係る重点施策

開催時間 午後3時30分～

開催場所 市役所

碧南市総合教育会議設置規程（案）

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が連携して本市の教育行政の推進を図るため、碧南市総合教育会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（組織）

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、市長が招集し、議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 市長及び教育委員会は、会議において事務の調整が行われた事項について、その調整の結果を尊重するものとする。

（意見聴取）

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つ必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（議事録）

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書きにより非公開とした議事に係るものは、公表しないこと

ができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この訓は、平成 27 年 6 月 23 日から施行する。

議題（2）教育に関する大綱について

1 大綱に関する法律上の位置づけと文部科学省の考え方

- (1) 地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされた。
- (2) 大綱の対象期間は、4～5年程度を想定している。
- (3) 地方公共団体の長は、大綱を定め又は変更するときは、あらかじめ総合教育会議において協議し、大綱を公表しなければならない。
- (4) 地方教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当するとも考えられることから、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、大綱を策定する必要はない。

2 本市の教育行政の推進方法

総合計画の基本計画のもと施策を進め、毎年度、教育行政方針を作成し、教育行政を推進している。

地方教育振興基本計画は、策定が努力義務であり、上記方法により推進していることから、当市では策定していない。

**3 本市の策定方針案**

第5次碧南市総合計画（平成22年度～平成32年度）の基本構想の第4章「施策の大綱」及び基本計画の「主要施策の方向」の教育分野を大綱とする。

ただし、計画期間の半期を経過しているため、現状に即していない内容について、見直しを行う。

計画期間は、平成28年度から総合計画終了年度の平成32年度までの5年間とする。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 地方公共団体の長
  - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 総合教育会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について  
H26.7.17 文部科学省通知(抜粋))

- 1 「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」(法第1条の4第1項第1号)に該当すると想定される事項
  - (1) 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
  - (2) 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項
  
- 2 「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合」(法第1条の4第1項第2号)に該当すると想定される事項
  - (1) いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
  - (2) 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
  - (3) 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
  - (4) 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
  - (5) 犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合
  - (6) いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合
    - ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
    - イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。